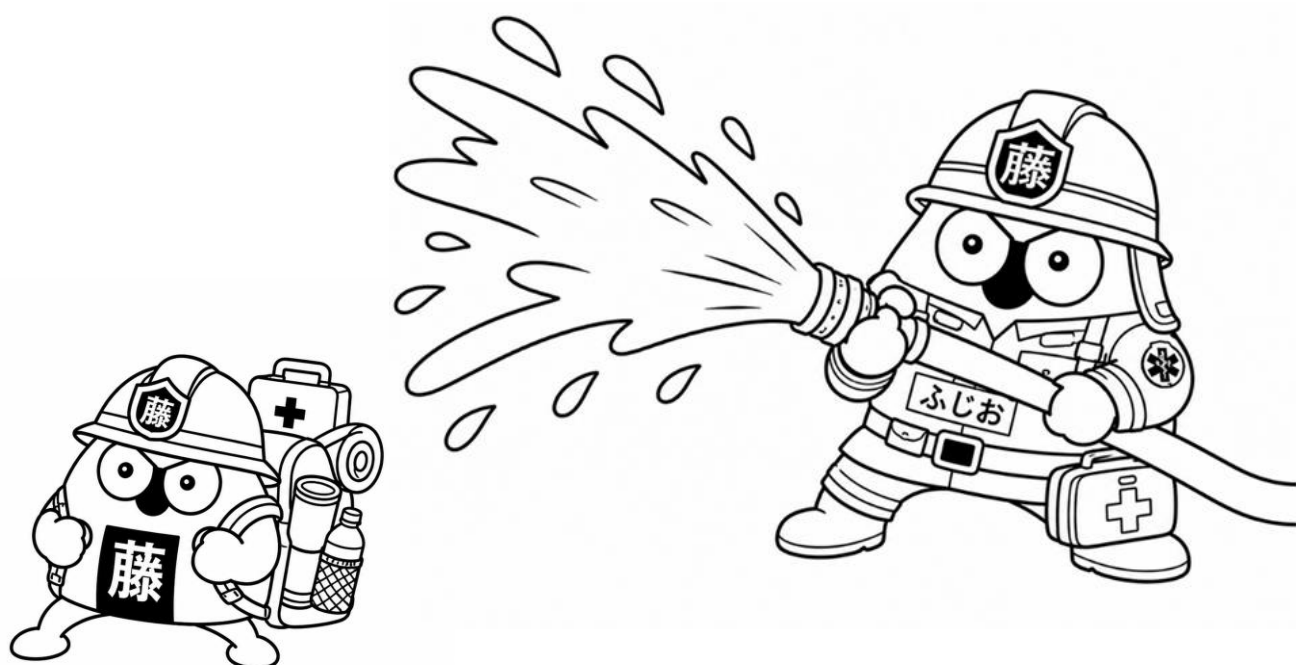


◎保存しておいてください。

緊急時の対応マニュアル

～もしもの時のために～

令和8年度版



大津市立藤尾小学校

〒520-0066

滋賀県大津市茶戸町10番1号

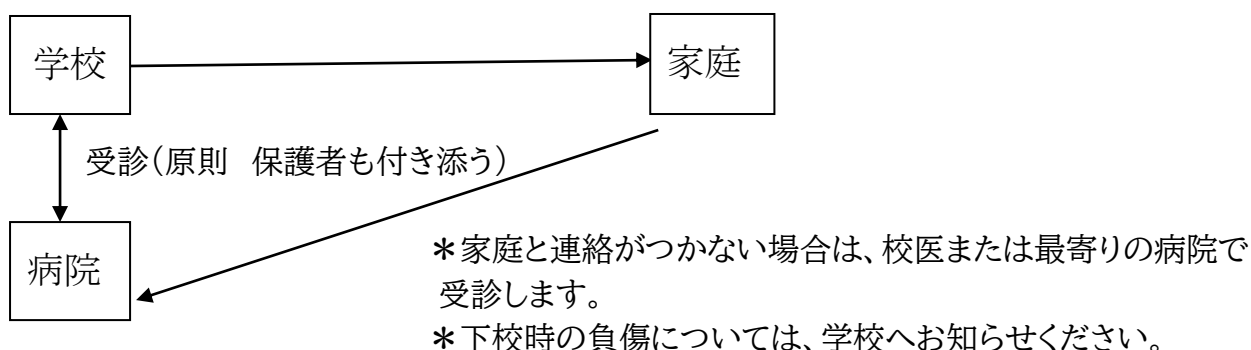
電話 (077)522-2730

FAX (077)522-3512

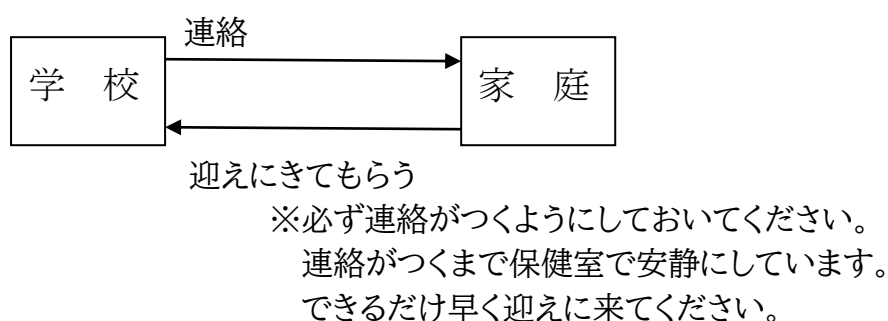
E-mail fujio_e@g.otsu.ed.jp

I 学校内での児童の負傷・疾病等の対応

1. 受診の必要がある負傷時の対応について



2. 疾病時(発熱、強い腹痛など)の対応について



II 非常変災時など緊急事態における非常措置

台風など非常変災、その他緊迫事態発生または発生の恐れがあるときは、児童の安全確保を図るため下記にあげる非常措置をとります。

1. 台風等暴風襲来時における対応

暴風警報等	登校前	・ 当日の午前7時の時点で、当該地域に暴風を含む警報、「 特別警報(警戒レベル5) 」、「 危険警報(警戒レベル4) 」が発表されている場合は、その日は臨時休業とします。
特別警報(警戒レベル5)	登校後	・ 当日の午前7時以降で学校の登校中または登校後に、当該地域で確実に暴風を含む警報、「 特別警報(警戒レベル5) 」、「 危険警報(警戒レベル4) 」の発表が見込めるときは、臨時休業とします。
危険警報(警戒レベル4)	発令時	通学路の安全・警報Ⅱの状況等を総合的に勘案の上、適切な対応をします。集団下校する場合は、teturuにてお知らせします。登校後、台風等の上陸が予想される場合は、前日に調査用紙を配付しますので、児童の下校措置について記入し、当日の朝担任に提出してください。
		※ 藤尾児童クラブへ通う児童については、児童クラブの指導者と連絡を取り対応します。

* 学校長の判断のもと、繰り下げ登校やその他の非常事態による臨時休校については tetoru にてお知らせします。

2. 大規模地震が発生した場合

震度5弱以上	・児童が学校にいるときは、学校の防災計画に従って速やかに避難し、保護者に引き渡すまで学校に待機させ、保護します。
震度4以下	・その時の状況に応じて、余震に気をつける等の注意をしながら集団下校、または学校待機の措置をとります。保護者に引き渡す場合もあります。 ※原則、下校時刻までは学校待機とします。 ・家庭にいるときで、緊急避難が必要な場合は、安全確保の上、広域避難場所へ避難してください。学校は広域避難場所です。

3. 引き渡し方法

- (1) 児童は、大規模地震が発生した場合、余震等を考慮し運動場に待機させます。不審者発生など施設内で待機したほうが安全な場合は、教室で待機します。
- (2) 迎えに来られた方は、運動場またはお子様の教室へ来てください。
- (3) 担任が引き渡しカードに記入されている名前を確認しながら引き渡します。
* 兄弟がいる場合は、上の学年から引き渡します。
* 引き渡しカードに記入されていない方へ、児童を引き渡すことはしません。

Ⅲ 集団風邪、インフルエンザ、コロナ等による学校又は学年・学級休業についての対応

集団風邪、インフルエンザ、コロナ等の流行性疾病が発生した場合、学校医と相談の結果、学校又は学年・学級を一時的に休業(閉鎖)する場合があります。その場合は、下記のように対応します。

1. 休業期間及びその理由等について tetoru にて連絡します。その際、家庭での対応についても連絡しますので、それに従って家庭での指導をお願いします。なお、決定時に欠席されている場合は、電話連絡をすることもあります。
2. 閉鎖期間の最終日に、お子様の状態を把握するためにオンラインで健康観察を行ったり、forms にて確認をするなどして、解除の判断をします。

Ⅳ 不審者が出没した場合の対応

◎児童が帰宅し、不審者等に会った話を聞かれた場合は、次のように対応して下さい。

1. 児童のけが等の有無を確認の上、そのときの様子や人物、車等の特定できるものがないかを聞き、下記へ連絡して下さい
●緊急を要する場合は110番へ
●大津警察署(TEL 522-1234)へ
●その後学校へ (TEL522-2730)へ
2. 学校では、情報が入り次第、内容に応じて、tetoru にて各家庭に変質者等について情報を提供します。

Ⅴ 児童が帰宅しないときの対応

1. 通常の帰宅時刻になっても児童が帰宅しないとき、警察と学校に連絡してください。その後帰宅した場合も、すぐに学校へ連絡をしてください。

2. 児童が外出するときには、「外出の5原則」(いつ、どこへ、だれと、何の用で、いつ帰る)を言うよう、日ごろから家庭でも指導してください。

Ⅵ 緊急時の集団下校体制

1. 集団下校の目的

非常変災時等緊急事態における児童の安全な下校を保障するため。

2. 集団下校実施のめやす

- ① 登校後、暴風を含む警報が発令、もしくは発令が必至の場合で、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ② 登校後、大雨・大雪・洪水等の警報や特別警報・危険警報が発令され、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ③ 地震が発生し、緊急に下校させる場合で、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ④ 不審者の事案や、サル・熊の目撃情報等、単独での下校が危ぶまれる場合。
- ⑤ その他、単独での下校が危ぶまれる場合。

※いずれの場合も、最終的には学校長の判断によって決定します。

3. 集団下校の手順

- ① 学校長の決定……tetoruにてお知らせ。
- ② 集団下校児童……運動場の所定の位置に集合。(各町別教員が指導)
学校待機児童……保護者の連絡があった場合。
※それ以外は原則、下校時刻に方面別に集団下校を実施する。
- ③ 集団下校開始……教員が方面別に引率し、ポイントに立ち見守りを行う。

Ⅶ 集団下校等の危機体制の解除方法について

1. 不審者等の出没により集団下校をした場合でも、学校より特別な連絡がなければ、翌日は通常の登校方法により登校させて下さい。
2. 翌日以降も危機体制を続ける場合は、あらかじめ文書でお知らせするか、学校から tetoruにて指示いたします。

Ⅸ 学級緊急連絡網について

個人情報保護のため、連絡網は作成せず、学校から tetoru で対応します。